

平成 17 年 4 月 26 日

タービン建屋における協力企業作業員の負傷について

当所 3 号機は定期検査中ですが、平成 17 年 4 月 25 日、タービン建屋地下 1 階（管理区域*）において、給水ポンプ入口圧力計測用配管の溶接作業のため、配管端部の切削をする機械（加工機という）の調整を行っていた作業員が、午後 5 時 15 分頃、誤って加工機の刃で左手小指の付け根部から甲にかけて負傷しました。（添付「作業状況図」参照）

応急処置後、業務車にて病院に搬送しました。

診察の結果、左手甲の切り傷と診断され、治療後、協力企業の事務所に戻りました。

調査の結果、加工機駆動用空気ホースを外さないで調整を行なったところ、加工機本体にある作動スイッチが当該作業員の左膝と接触してスイッチが入り、加工機の刃が回転してその刃で負傷したことがわかりました。

今後同様の作業を行う際には、加工機の駆動用空気ホースを外してから行うように、加工機に注意喚起の表示を取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めてまいります。

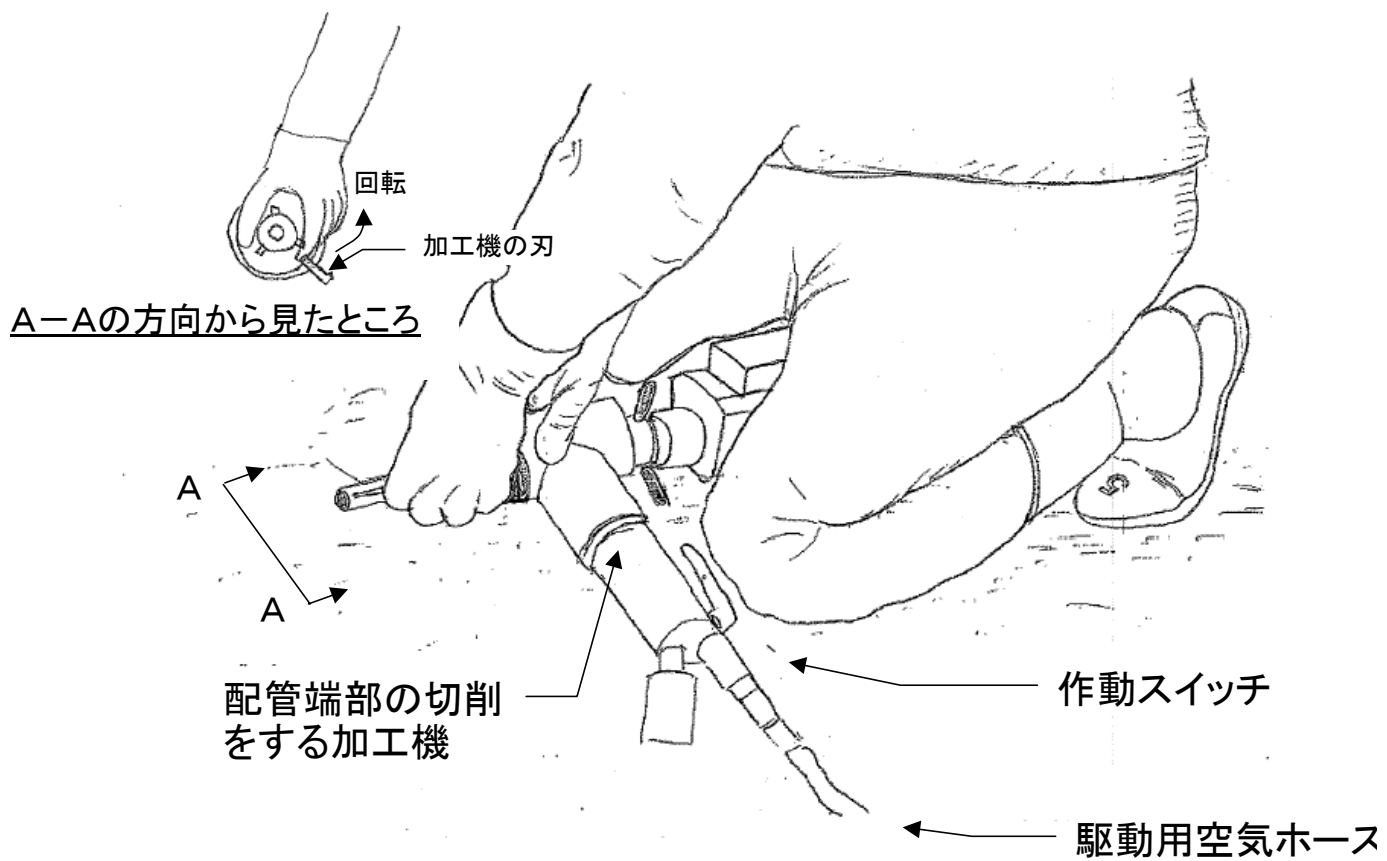
なお、作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

*：管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止を図るため管理を必要とする区域。

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分Ⅲに該当するものとしてホームページに掲載したものです。



作業状況図